

(別添)

エアーニッポン（株）のボーイング式 737-400/500 型機の
耐空性改善通報（TCD）に基づく点検期限の超過について（概要）

1. 昨日（10 日）、エアーニッポン（株）が管理しているボーイング式 737-400/500 型機 26 機のうち 3 機が、耐空性改善通報（TCD-6882-2006）にて要求されている繰り返し点検の期限を超えて、運航していたことが判明した旨、同社より報告があった。
2. 当該点検は胴体外板の結合部及びドア周辺部の傷（機体塗装を除去する際に生じる可能性がある）の有無を点検し、基準を超える傷が発見された場合には、飛行回数 1,000 サイクル毎の繰り返し点検（超音波による非破壊検査等）を指示するもので、2006 年 7 月に TCD-6882-2006 として発行。
3. 同社では、同 TCD に基づき初回点検を実施し、一部の機体について傷を発見しましたが、そのうちの 3 機について誤って必要な繰り返し点検の設定を行わなかったことから、1,000 サイクルの点検期限を超過するに至ったもの（注）。（注） JA351K : 220 サイクル超過、JA352K : 2,395 サイクル超過
JA8419 : 289 サイクル超過
4. 同社では、事案が判明した同日、直ちに上記 3 機の運航を停止したため、5 便が運休。



(別添)

国空機第772号
平成20年11月11日

エアーニッポン株式会社
整備本部長 定近 士郎 殿

国土交通省航空局技術部
航空機安全課長 島村



耐空性改善通報による整備の確実な実施について（厳重注意）

貴社報告によれば、貴社が運航するボーイング式 737-500 型機 3 機 (JA8419, JA351K, JA352K) において、耐空性改善通報 (TCD-6882-2006) により指示されている胴体外板の結合部及びドア周辺部の傷の点検について、指示された点検期限を超過する事案が発生した。

本件は、耐空性を維持するために必要な耐空性改善通報による整備が適切に行われていなかったもので、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、貴社が管理する航空機に適用されるすべての耐空性改善通報について、その処理の適切性及び実施状況を早急に点検するとともに、今後、このような事態が起こらないよう、本事案の原因及び背景を調査し、必要な再発防止対策を検討のうえ、本年 11 月 25 日までに文書にて報告されたい。